

## 【厚生労働大臣の定める掲示事項】

健 和 会 病 院

1、当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

### 2、入院基本料に関する事項

#### ◇急性期一般入院料 3（一般病棟）

当院の一般病棟には入院患者10人に対して1人以上の看護職員、入院患者 25 人に対して1人以上の看護補助者を配置しています。

（看護職員1人当たりの受け持ち患者数は各病棟に詳細を掲示しています。）

#### ◇地域包括ケア病棟入院料 1

当院の地域包括ケア病棟には入院患者 13 人に対して1人以上の看護職員、入院患者 25 人に対して1人以上の看護補助者を配置しています。

#### ◇回復期リハビリテーション病棟入院料 1

当院の回復期リハビリテーション病棟には入院患者 13 人に対して1人以上の看護職員、入院患者 30 人に対して1人以上の看護補助者を配置しています。

#### ◇療養病棟入院基本料 1

当院の療養病棟には入院患者 20 人に対して1人以上の看護職員、入院患者 20 人に対して1人以上の看護補助者を配置しています。

#### ◇夜間勤務

当院では夜間勤務を行う看護職員は一般病棟では4人体制、地域包括ケア病棟では3人体制、その他の病棟では2人体制となっています。夜間勤務を行う看護職員1人当たりの月平均夜勤時間は72時間(月9日)以下となっています。また看護職員の夜勤勤務時間は以下の通りです。

① 準夜勤勤務時間 16時30分～1時      ② 深夜勤勤務時間 0時30分～9時

#### ◇病棟におけるサービス（入院療養環境）

- ① 一般病棟一患者1人当たり平均 8 m<sup>2</sup>以上の床面積(最低 6.4 m<sup>2</sup>)
- ② 重症者等特別療養環境室(個室4床=313号 315号 325号 326号 )
- ③ 食堂のある病棟(一般病棟 地域包括ケア病棟 回復期リハビリテーション病棟 療養病棟)
- ④ 当院では特別の病室(個室又は2人部屋)を含むすべての病室において、『室料差額(差額ベッド料)』については一切徴収していません。

### 3、入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししています。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしています。

### 4、DPC 対象病院について

当院は入院医療費の算定に当たり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する”DPC 対象病院”となっています。

\* 医療機関別係数 1.3742

(基礎係数 1.0451+機能評価係数 I 0.246+機能評価係数 II 0.0684+救急補正係数 0.0147)

### 5、関東信越厚生局への届出事項

#### 1)入院時食事療養及び入院時生活療養について

当院は入院時食事療養(I)及び入院時生活療養(I)の届出を行っています。

当院は入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

## 2) 基本診療料の施設基準に係る届出

機能強化加算、一般病棟入院基本料、療養病棟入院基本料、救急医療管理加算、診療録管理体制加算2、医師事務作業補助体制加算1、急性期看護補助体制加算、看護職員夜間配置加算、療養環境加算、重症者等療養環境特別加算、療養病棟療養環境加算1、医療安全対策加算1、感染対策向上加算2、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、後発医薬品使用体制加算2、データ提出加算、入退院支援加算、認知症ケア加算、せん妄ハイリスク患者ケア加算、排尿自立支援加算、回復期リハビリテーション病棟入院料1、地域包括ケア病棟入院料1、短期滞在手術等基本料1、看護職員処遇改善評価料53、入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)

## 3) 特掲診療料の施設基準に係る届出

心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算、糖尿病合併症管理料、糖尿病透析予防指導管理料、腎代替療法指導管理料、二次性骨折予防継続管理料2、二次性骨折予防継続管理料3、下肢創傷処置管理料、院内トリアージ実施料、夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算、外来腫瘍化学療法診療料1、ニコチン依存症管理料、がん治療連携指導料、外来排尿自立指導料、肝炎インターフェロン治療計画料、薬剤管理指導料、検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料、医療機器安全管理料1、別添1の「第14の2」の1の(2)に規定する在宅療養支援病院、在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料、在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2、在宅血液透析指導管理料、在宅酸素療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算、持続血糖器測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定、BRCA1/2 遺伝子検査、検体検査管理加算(Ⅰ)、検体検査管理加算(Ⅱ)、神経学的検査、小児食物アレルギー負荷検査、CT撮影及びMRI撮影、外来化学療法加算1、無菌製剤処理料、心大血管疾患リハビリテーション料(1)、脳血管疾患等リハビリテーション料(1)、運動器リハビリテーション料(1)、呼吸器リハビリテーション料(1)、摂食機能療法の注3に規定する摂食嚥下機能回復体制加算1、がん患者リハビリテーション料、集団コミュニケーション療法料、エタノールの局所注入(甲状腺)、人工腎臓、導入期加算2及び腎代替療法実績加算、透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算、下肢末梢動脈疾患指導管理加算、乳がんセンチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンパ節生検(単独)、ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術、大動脈バルーンパンピング法(IABP法)、早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術、医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術、輸血管理料Ⅱ、輸血適正使用加算、人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算、胃瘻造設時嚥下機能評価加算、麻酔管理料(Ⅰ)、保険医療機関間の連携による病理診断、病理診断管理加算1、悪性腫瘍病理組織標本加算、酸素の購入価格の届出

## 6. 明細書の発行状況に関する事項

当院では医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。

明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

## 7. 保険外負担に関する事項(実費をご負担いただくもの)

当院では各種診断書料、予防接種料、健康診断料などにつきまして、その使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしています。(詳細は保険外一覧をご覧ください。)

## 8. 介護保険事業に関する事項

「介護保険取り扱い事業のご案内」「指定居宅サービス事業者指定票」等をご覧ください。

介護サービス利用に当たっては「利用契約書」「重要事項説明書」にてご確認ください。

◎この掲示は2024年4月1日現在のものです。